

大分県災害廃棄物処理計画について

環境省震災廃棄物対策指針に基づき定めた「大分県災害廃棄物等処理基本方針」(H19)について、東日本大震災以降、新たな基準による計画策定が求められていることから、南海トラフ地震などの被害想定のもと、「災害廃棄物処理計画」として新たに策定するも

目的

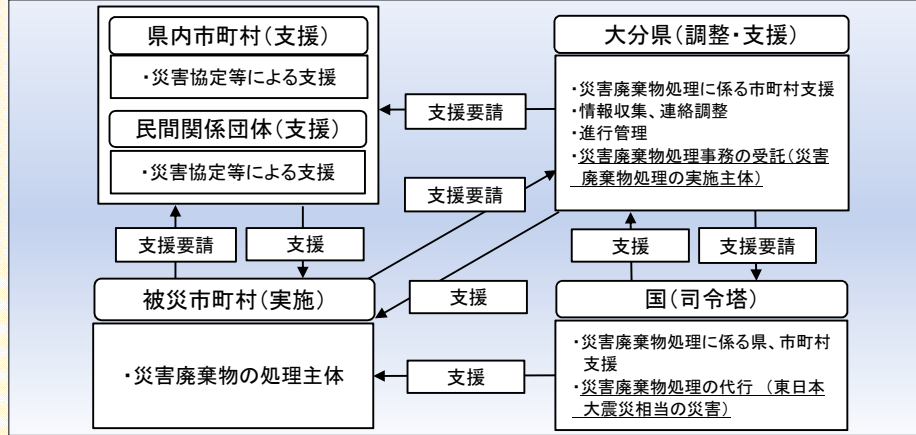
地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために、災害廃棄物処理の基本的な考え方などについて定める

第1編 総則

位置づけ

○廃棄物処理法第5条の5の規定の改正により新たに設けられた災害廃棄物処理計画
○災害対策基本法に基づく「大分県地域防災計画」の災害廃棄物に関する個別計画

役割分担



災害廃棄物処理の基本方針

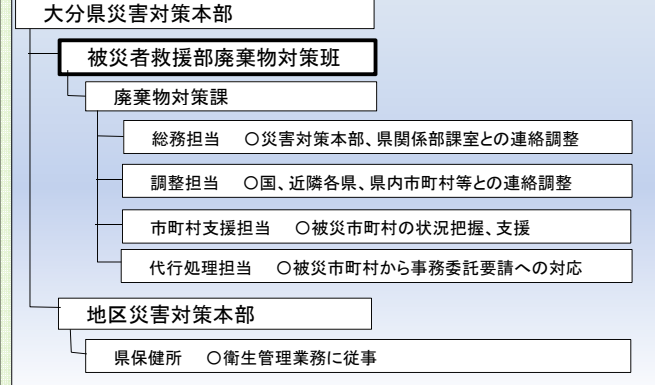
- 国、県、市町村、民間事業者等関係者が一体となった災害廃棄物処理の推進
- 災害廃棄物の処理期間は、発災から概ね3年間(南海トラフ地震)
- 法令、制度に基づく適正処理
- 再資源化(リサイクル)、減量化の推進による埋立量の削減
- 被災状況や災害廃棄物発生量に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設設置の検討

災害廃棄物処理見込

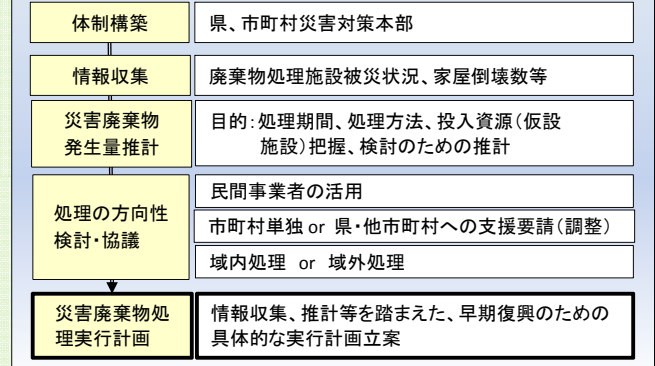
災害廃棄物発生見込量	南海トラフ地震の場合 575万トン(うち津波堆積物約300万トン) → 本県通常時年間廃棄物発生量(42万トン/年)の約14年分に相当
うち可燃物と市町村焼却施設処理余力との比較	可燃物発生見込量 49万トン > 焼却施設処理余力 10万トン/3年

基本方針実現のための取組

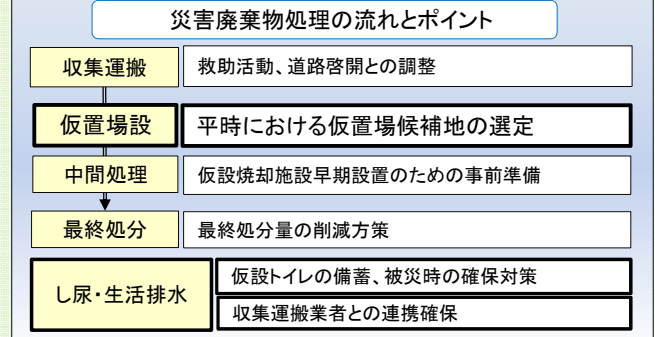
第2編 組織・推進体制



第3編 処理実行計画の策定等



第4編 処理の実施



第5編 平時の取組等

平時の取組

- 災害廃棄物処理計画の策定(市町村)
- 仮置場候補地の選定(市町村)
- 職員、関係者への教育訓練(県、市町村) など

計画の見直し

必要に応じ随時見直しを行う